

地上デジタル放送の 簡易チューナーを給付します

今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は、平成23年7月24日で終了し、その後は地上デジタル放送になります。総務省では、経済的な理由などで地上デジタル放送が受信できない人に対して、無償で簡易チューナーを給付します。

この制度は平成23年度まで実施予定で、今年度の申し込みは12月28日まで（消印有効）です。

〈対象者〉

次のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

- 障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ人）がいる世帯で、かつ世帯全員が市民税非課税の世帯。

- 社会福祉事業施設に入所していて、自らテレビを持ち込んでいる世帯。
- 生活保護などの公的扶助を受けている世帯。

※すでに地上デジタル放送を視聴できる世帯は、対象となりません。

〈支援の内容〉

簡易チューナーを無償で給付（テレビは給付しません）。

〈注意事項〉

● NHKの受信料全額免除を受けてい

ない人は、対象になりません。まず、受信料免除の申請を行ってください。

※受信料免除申請には、市役所の証明が必要です。社会福祉課障害福祉班（☎62-5351）に問い合わせてください

● この支援は、現物を給付するものです。すでに購入したチューナーの費用を精算することはできません。

〈申し込み方法〉

NHK受信料全額免除を受けている世帯には、NHKから証明書・申込書・郵送用の封筒など必要な書類が送付されます。必要事項を記入し、申し込んでもください。申込用紙は社会福祉課にもあります。

悪徳商法に注意してください！

この簡易チューナーの給付で、費用を請求することはありません。地上デジタル放送に関して、誤った情報や不十分な情報に基づいて、関連商品・サービス売りつける悪徳商法に注意してください。

〈申し込み・問い合わせ先〉

総務省地デジチューナー支援実施センター

☎0570-033840

☎044-96915425

健康メモ

歯磨きで

健康な歯づくりを！

近年、8020運動の定着により、虫歯は減少してきていますが、歯周病はまだ増加傾向にあります。市内の小中学校でも同様の傾向がみられますので、歯磨き習慣を身に付けることは、ますます重要であるといえます。

市内小中学生の様子を見ますと、給食後の歯磨き習慣は小学生では定着していますが、中学生になると面倒だ、時間がないなど、さまざまな理由で歯磨きをしなくなる生徒が増えています。

そこで、ある中学校では、各階の手洗いが増えたのをきっかけに、給食後の歯磨き習慣を復活させようと「昼休み歯みがきタイム」を設定し、歯磨きの推進を図っています。こうした取り組みを市全体に広めるため、各中学校では保健体育の時間を使って、全校生徒を対象に「歯磨きの効用」を重点に、養護教諭による「歯みがき教室」を実施しています。歯垢の染め出し後は、磨き残しがあることに気付く、手鏡で確認しながら、一生懸命磨き直す子どもたちの姿が見られるようになり、セルフケアの

大切さも確認できてきています。

〈歯磨きの効用〉

- ① 歯垢を除去し、虫歯と歯周病、口臭の予防ができる。
- ② 食べたらずすぐ磨くことで、食後の歯垢の活発な活動が防げる。
- ③ セルフケアではどうしても届かない部分もあるため、歯科医によるケアも合わせるとより、口腔内が清潔になる。
- ④ 歯周病対策が生活習慣病とメタボリックシンドロームの予防になる。

今後も、生徒たちが健康で安全な生活が送れるよう、早寝・早起き・朝ご飯・歯磨きなどの良い習慣が身に付くように指導をしていきますので、ご家庭でのご協力をお願いします。

〔中学校 養護教諭〕

